

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1月30日
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月30日開催の当社取締役会において、定款変更に係る議案を平成24年2月20日開催予定の当社臨時株主総会に付議すること及び第1種優先株式を発行することについての決議を行ったことに伴い、平成23年12月28日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

募集に関する特別記載事項

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3. 当社は、平成24年1月30日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1種優先株式についての定めを定款に設けるための定款変更議案を、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会に付議する旨を決議いたしました。当該定款変更議案における定款変更案において、第1種優先株式の株主は、株主総会において議決権を有しないことと

されております。これは、第1種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。また、同定款変更案において、第1種優先株式の単元株式数は1株とされております。これは、第1種優先株式は、株主総会における議決権がないため、普通株式の単元株式数と異なる単元株式数としたものであります。

## 【募集に関する特別記載事項】

(訂正前)

< 前略 >

### (2) 金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、非保全債権部分(総額22億66百万円)について、67百万円につきD E Sの実行、18億55百万円につき債務免除を求める総額19億23百万円(一律84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権3億43百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、一時停止時の非保全債権残高シェアに基づき5年の分割弁済とすること等を要請しております。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請しております。

### (3) 債務超過の解消

当社は、上記(2)の金融支援のうち債権放棄(18億55百万円)及びD E S(67百万円)により、事業再生A D R手続に定める資産評価に関する基準上の実態的債務超過を解消いたします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

### (2) 金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、非保全債権部分(総額22億66百万円)について、55百万円につきD E Sの実行、18億68百万円につき債務免除を求める総額19億23百万円(一律84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権3億43百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、一時停止時の非保全債権残高シェアに基づき5年の分割弁済とすること等を要請しております。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請しております。

### (3) 債務超過の解消

当社は、上記(2)の金融支援のうち債権放棄(18億68百万円)及びD E S(55百万円)により、事業再生A D R手続に定める資産評価に関する基準上の実態的債務超過を解消いたします。

< 後略 >

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

< 前略 >

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、J A T Pに対して、平成23年9月26日、事業再生A D R手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、J A T Pとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催予定の第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催予定の第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただく予定であります。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生A D R手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、J A T Pに対して、平成23年9月26日、事業再生A D R手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、J A T Pとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催した第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画

案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催予定の第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただく予定であります。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

<後略>